

早期栄養介入管理加算に係る報告書（8月報告）

保険医療機関コード	保険医療機関の名称

報告年月日 令和6年8月1日

(期間： 年 月 日 ~ 年 月 日)

治療室の入室総患者数	名
当該加算のために介入した患者数	名
48時間以内に経腸栄養を開始した患者数	名

48時間以内に経腸栄養を開始できなかった理由	①
	②
	③
	④
	⑤

[記載上の注意]

- 1 治療室に入室し、早期栄養介入管理加算の対象となる患者の総数とする。
- 2 当該加算のために介入した患者とは、算定の有無にかかわらず、栄養スクリーニング、栄養アセスメント等を実施した患者数とする。
- 3 48時間以内に経腸栄養を開始した患者数とする。なお、全ての栄養摂取を経腸栄養で実施する必要はなく、必要栄養量の一部を経腸栄養により摂取した患者数とする。
- 4 患者数は、前年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、新規に当該加算の届出を行うなど、1年に満たない場合は、その届出日以降から同年度の3月31日までの期間とする。
- 5 栄養スクリーニング、栄養アセスメントを実施したが、48時間以内に経腸栄養を開始できなかった場合は、その主な理由を最大5つまで記載する。